

鹿嶋市交際費の支出基準及び公表基準

第1 趣旨

この基準は、市政執行のため、対外的な交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出項目、支出範囲、支出基準、その他必要な事項及びその公表について定めるものとする。

第2 支出の相手方

- (1) 鹿嶋市と行政上密接な関係にある者又は団体
- (2) (1) 以外で市に貢献のあった個人又は団体

第3 支出項目及び支出範囲

交際費の支出項目及び支出範囲は、以下に掲げるものとする。

- (1) 祝金
 - ・広く市民を対象として開催する、スポーツまたは文化に関する行事、記念式典、祝賀会等
- (2) 会費
 - ・会費を必要とする会議・会合・研修会等及び飲食を伴う場合の参加費
 - ・市政運営上有益な活動をしている各種団体等の構成員となった際の会費
- (3) 弔慰
 - ・市政功労者または市政関係者等やその親族が死亡した際の香典、花輪
- (4) 見舞
 - ・市政功労者または市政関係者等が、入院加療7日以上の場合
- (5) 協賛・賛助金
 - ・市政運営上有益な活動をしている団体・個人への協賛または賛助金
- (6) その他
 - ・上記基準以外で市長が特に必要と認めたもの

第4 支出基準

交際費の支出基準は、別表に定めるとおりとする。

第5 公表する内容

交際費の公開は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出金額
- (4) 支出内容

第6 公表の時期及び方法

交際費の公表は毎月行うものとし、当月分を翌月の15日までに市のホームページに掲載することにより行うものとする。

第7 個人情報の保護

交際費の公表に当たっては、鹿嶋市個人情報保護条例（平成15年鹿嶋市条例第1号）に基づき、個人情報の保護に十分配慮するものとする。

第8 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

この基準は平成25年4月1日から適用する。

別表

(1) 祝金

支出範囲	支出金額
①記念式典・行事・スポーツ活動・地域イベントなどに対するお祝い ②顕彰・表彰に伴う式典、開業・出版・竣工・除幕式などに対するお祝い	会費相当額または5,000円以内

(2) 会費

支出範囲	支出金額
①会費を必要とする会議・会合・研修会等及び飲食を伴う場合の参加費	会費相当額または5,000円以内
②市政運営上有益な活動をしている各種団体等の構成員となった際の会費	年会費額

(3) 弔慰 (4) 見舞 ※入院加療7日以上

支出範囲			弔慰		見舞
			香典	花輪	入院加療 7日以上
●鹿嶋市に功績のあった者	本人		5,000円～10,000円	1基	5,000円
●鹿嶋市特別職の職員で常勤の者 (市長, 副市長, 教育長)	現職	市長	10,000円	1基	
		副市長・教育長	10,000円	1基	
		親族	5,000円	1基	
	元職	市長	5,000円	1基	
		副市長・教育長	5,000円	1基	
●市議会議員・県議会議員・国会議員	現職	本人	10,000円	1基	5,000円
		親族	5,000円	1基	
	元職	本人	5,000円	1基	
●各行政機関の委員（農業委員会委員, 教育委員会委員, 監査委員, 選挙管理委員会委員, 固定資産評価委員会委員, 公平委員会委員）	現職	本人	10,000円	1基	5,000円
		親族	5,000円		
	元職	本人	5,000円		
●行政から委嘱を受けた委員等, 市内小中学校に勤務する校長等で, 市長が特に必要と認めた者	現職	本人	5,000円～10,000円	1基	
		親族	5,000円		
●各種団体の役員で, 市長が特に必要と認めた者	現職	本人	5,000円～10,000円	1基	
		親族	5,000円		
	元職	本人	5,000円		
●他市町村長及び副市町村長, 一部事務組合議会議員, その他関係機関の職員で, 市長が特に必要と認めた者	現職	本人	10,000円		
		親族	5,000円		
	元職	本人	5,000円		
●鹿嶋市一般職員	現職	本人	5,000円		

※ 親族とは、配偶者及び一親等血族及び同居の一親等姻族をいう。

(5) 協賛・賛助金

支出範囲	支出金額
市政運営上有益な活動をしている団体・個人への協賛または賛助金	5,000円以内

(6) その他

支出範囲	支出金額
上記基準以外で市長が特に必要と認めたもの	相当額